

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第9回定例会
開 催 日 時	令和6年9月26日(木) 午前 9時30分から 午前12時01分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホールA B
委 員 名	(1) 出席委員 農崎委員、田中委員、村井委員 (2) 欠席委員 森委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎教育総務課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、鵜口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、川上主事

会 議	議 題 (内 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 報告第 18 号 令和 6 年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 4 報告第 19 号 福津市立学校の通学区域に関する規則の改正について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 5 報告第 20 号 宮司地区（2・3 区）への小学校新設に係る市民説明会の開催についての請願書について ・ 日程第 6 報告第 21 号 児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書について【請願事項 6】 ・ 日程第 7 議案第 46 号 福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 8 議案第 47 号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 9 議案第 48 号 小学校新設予定地に関する請願書について ・ 日程第 10 議案第 49 号 児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書について【請願事項 1 から 5】 ・ 日程第 11 諸報告 ・ 令和 6 年 9 月議会について ・ 今後のスケジュールについて ・ 事務局職員の異動内示について ・ 全国学力学習状況調査及び福岡県学力調査結果について ・ 日程第 12 協議 水泳授業の今後の在り方について ・ 日程第 13 協議 校区再編に係る検討について ・ 日程第 14 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非公開の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に該当するため。
	傍聴者の数	9 名

	資料の名称	
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会議録署名委員		田中委員
		村井委員
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である田中委員にお願いしたい。 田中委員：本日の会議には、9名の方から傍聴の申出があっている。 福津市教育委員会会議規則第14条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、入室をお願いします。 （傍聴人入室） 会場での傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 会議の進行の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。 また、携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源はお切りいただきたい。会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退出をお願いすることもあるので、ご了承ください。 なお、本日、報道機関から撮影の申し出があっている。撮影を許可してよろしいか。 異議が無いようなので、撮影を許可することに決定する。 日程第11、諸報告のうち「事務局職員の異動内示について」は、発令前の人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを諮る予定。 同じく諸報告のうち「全国学力学習状況調査及び福岡県学力調査結果について」は、国等においても学校ごとの調査結果など詳細な情報を公にしない案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを諮る予定。		

また、日程第１２、協議「水泳授業の今後の在り方について」及び「校区再編に係る検討について」は、市の内部における審議、検討等の意思決定過程における案件であり、福津市情報公開条例第１２条第１号に該当するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第１４条第７項の規定に基づき、審議を非公開にすることををはかる予定。この場でお伝えする。

１ 日程第１ 開会の宣言

田中委員：構成委員４名のうち、ただいまの出席数は３名で、定足数に達し教育委員会は成立するため、令和６年福津市教育委員会第９回定例会を開催する。

直ちに会議を開く。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

２ 日程第２ 会議録署名委員の指名について

田中委員：福津市教育委員会会議規則第１７条の規定に基づき、会議録は私田中と村井委員で確認、署名することとする。

３ 日程第３ 報告第１８号 令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認について

田中委員：事務局に説明を求める。

（石津部長が報告第１８号、令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：ＰＴＡ会長を追加でもう１人配置したということか。

石津部長：今までの方に加え、１名、新たにＰＴＡ会長になり、追加したいという申し出があったものである。

田中委員：他にないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第１８号を採決する。

報告第１８号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第３、報告第１８号 令和６年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

４ 日程第４ 報告第１９号 福津市立学校の通学区域に関する規則の改正について臨時代理した件の承認について

田中委員：事務局に説明を求める。

（吉崎課長が報告第１９号、福津市立学校の通学区域に関する規則の改正について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第19号を採決する。

報告第19号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第4、報告第19号 福津市立学校の通学区域に関する規則の改正について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

5 日程第5 報告第20号 宮司地区(2・3区)への小学校新設に係る市民説明会の開催についての請願書について

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が報告第20号、宮司地区(2・3区)への小学校新設に係る市民説明会の開催についての請願書について、会議資料を用いて説明)

吉崎課長：市民説明会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号に規定されている「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」により、決定された方針に基づき、福津市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育委員会の権限に属する事務を委任された具体的な事務執行であり、福津市教育委員会請願処理規則第3条第1項に規定する事務に該当しないため、第3条第2項の規定に基づき教育委員会に報告するものである。なお本請願については、所管部署より回答を作成し、通知することとなる。

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：回答を作成する所管部署とはどこか。

吉崎課長：所管部署について、今回の内容は新設校の建設事業にあたるため、教育総務課が所管する部署となり、教育総務課により文書を作成し、決裁を受けて、回答するという形になると考えている。

田中委員：他にないか。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第20号 宮司地区(2・3区)への小学校新設に係る市民説明会の開催についての請願書については、福津市教育委員会請願処理規則第3条第1項に規定する事項に該当しないため、同条第2項の規定に基づき採択・不採択を決定しないものとし、報告のみとする。

6 日程第6 報告第21号 児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書について【請願事項6】

田中委員：事務局に説明を求める。

（吉崎課長が報告第21号、児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書について【請願事項6】、会議資料を用いて説明）

吉崎課長：本請願書に関する「請願事項6」については、学校建設予定地を含む地域の避難経路、避難代替施設の確保と、それらに関する住民説明会の開催に関するものである。「避難経路や避難代替施設」に関する事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定されている「教育委員会の職務権限」に該当せず、教育委員会としては判断できない所管外の事項であるため、福津市教育委員会請願処理規則第3条第1項に規定する事務に該当しないため、第3条第2項の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

なお、採択・不採択を決定しない通知に併せ、正しい請願先を請願者にお知らせしたいと考えている。

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

村井委員：請願事項6について今事務局から説明があったが、請願事項6については別の所管部署で、請願事項1から5についてはここで審議をするということか。

吉崎課長：請願事項1から5については、福津市教育委員会請願処理規則第3条第1項に規定する事務に該当するという審査結果が出ている。

なお、請願事項6、避難経路や避難代替施設については、教育委員会が所管する事務ではない、判断する権限がないということであり、本来所管する部署へ請願を出していただくご案内をさせていただこうかと考えている。

田中委員：他にないか。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第21号、児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書についてのうち請願事項6は、福津市教育委員会請願処理規則第3条第1項に規定する事項に該当しないため、同条第2項の規定に基づき採択・不採択を決定しないものとし、報告のみとする。

7 日程第7 議案第46号 福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

（芹野課長が議案第46号、福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第46号を採決する。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第7、議案第46号 福津市立図書館条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

8 日程第8 議案第47号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第47号、福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第47号を採決する。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第8、議案第47号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

9 日程第9 議案第48号 小学校新設予定地に関する請願書について

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第48号、小学校新設予定地に関する請願書について、会議資料を用いて説明)

吉崎課長：請願事項趣旨1については、福津市教育委員会事務委任規則第2条第1号教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関することに該当するという事で審議対象となった。請願事項趣旨2及び3については、福津市教育委員会事務委任規則第2条第3号教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することに該当するという事で付議することとなった。

また、請願書は、2名の請願者、他464名という形で出されており、他464名について、別途市長部局へ出されている署名を確認させていただき、請願に関することについて署名されているということが確認できなかったため、今回、請願の対象、請願者とはならない、と判断しているところである。

田中委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会が必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をさせる必要がある場合は請願者本人に出頭を求めたいと考える。

なお、請願者本人から趣旨説明の希望があっている。

請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、ご意見はあるか。

農崎委員：希望があるならお伺いしたい。

田中委員：それでは、請願者本人から直接請願の趣旨を説明していただくこととする。請願者本人が、本日の会議を傍聴しているとのことで、この場で説明を求めたい。

請願者は請願者席へ。

5分以内での説明をお願いする。

請願者：福津市民の命と暮らしを考える会からの請願趣旨説明をさせていただきます。

1つ目、宮司地区の小学校建設予定地は、市民との合意形成がされていない中、安心・安全が担保されずに、現在強行に嵩上げ埋め立て工事が推し進められていますが、工事を一時的中断した上で、市民、行政、土木、地震工学の学者等と協議し、適切な措置を講じるように求める。

2つ目、小学校新設予定地の近くには西山活断層が走っており、それにより大きな津波が海から川へ遡って来ると、登下校時の子どもたちの安全確保は出来かねない。また、嵩上げ・高床式・等々の如何なる方法を持っても危険であることは免れないため、より安全で安心な場所である中央公民館用地等を再選択し、現在進めている学校建設予定地の計画見直しを求める。

3つ目、小学校新設予定地は、様々な危険地域として指定された場所であり、子どもたちや周辺地域の住民の生命と財産を守るため、未曾有の災害時に備え市民の避難場所としての機能が果たせるように、多目的公園等に計画変更することで、多くの市民の生命・財産を守ることに繋がる。小学校新設予定地がどうしても危ないという懸念が、多くの市民から上がっている。従って、学校建設予定地の利用目的の変更を行うことで、有効活用していただくよう求める。福津市には大きな公園がなく、多目的公園等に有効活用していただければ無駄にもならない。ということで、学校建設地を、他の安心安全な公民館用地等に移転することを望む。

陳情の理由としては、1番目、この宮司の地と決めた時、会議録等が一切残されておらず、本会の口頭だけで教育委員会がこの土地を決めたこと。

2番目に学校建設予算づけについて、教育委員会などから市長への要望書、市長から教育委員会への回答書の保存もなく、教育委員会と市長の口頭だけで、5、60億の予算が決定されたこと。

3 番目に、住民説明会について、昨年 3 月の広報誌掲載以来、市民が早期実施を何度も求めたが、やっと 1 年 2 ヶ月後に説明会が開催されたものの、その説明は不十分で、納得いく説明でなかったこと。

4 番目、この新設小学校に孫を通わせることとなる 81 歳の年老いた市民が、4 日前に娘さんを亡くした失意の中でも娘さん孫のためにと体を張って話し合いを求めたにも関わらず、市職員の職権で公務執行妨害という法律で逮捕されるという事件まで起こしたこと。

5 番目、福岡県は、9 月議会で、服部知事が能登半島地震において未曾有の災害が起きているのを教訓として、警固断層と西山断層の両方を再調査し、1,900 万の予算を確保すると発表した。これは県より、真っ先に福津市が行うべきものと考えられる。

6 番目、教育部は児童数の推移に 370 人もの人数の過大発表していたが、その事実は市長と教育委員会には知らされてなかったと、議会の総務文教委員会の調査で判明したこと。

この 6 つのポイントを原因に今回の請願書を提出させていただいた。福津市教育行政において次世代を担う子どもたちのためにも、市民の生命・財産を守ることに努めていただきたい。憲法では、地方自治、住民自治が不可欠であり、そのためにも地方自治体の自立権を保障している。よって、地域住民との合意形成は欠かせないものであり、適切な行政運営に努めることが大切である。もし、このまま建設を進めて、万が一、子どもや市民の生命が奪われることになれば、この土地を選んだまず教育委員会、そして市長、そしてその決を取った議員、そして最後に運営を行っている執行部にその責任が問われることを認識の上、この請願書の審議をお願いする。

田中委員：請願事項 1 について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項 1、内容については、宮司地区の小学校新設予定地は、市民との合意形成がなされていない中、安心・安全が担保されずに、現在強行に嵩上げ埋め立て工事が推し進められていますが、工事を一時中断した上で、市民、行政、土木・地震工学の学者等と協議し、適切な措置を講じるよう求めるというものである。これについて、学校建設事業については、この間、利害関係の範囲や内容、それぞれの状況も異なっており多種・多様なご意見がある中で、令和 2 年 10 月に竹尾緑地への新設校建設案が凍結となり、令和 4 年 11 月の小学校 1 校の建設調整まで、多くの時間を要し、その間も教育環境への影響は厳しさを増しており、これ以上の児童生徒の学習環境の影響悪化は避けなければならない状況となっている。

このような状況の中、建設地に関して全てにおいてベストな場所だとは思わないが、すでに住宅が張り付いていること、洪

水や高潮、ため池決壊、土砂災害、地震、津波などの災害、過大規模校の解消ができること、学校建設に必要な面積が確保できる場所、児童が徒歩で通学できる範囲、都市計画や農地法、道路状況、今後の市内小中学校の児童・生徒の推計、開校までのスケジュール、事業費など、様々な要因から総合的に判断し、宮司地区の当該地へ盛土による造成を行い建設することとし、市民の代表である市議会議員で構成される市議会で、関連する予算や契約議案を議決いただき、適正な手続きにより市としての意思決定を行っていただいております、決して埋め立て工事を強行に推し進めているわけではない。

また、事業実施にあたり、事前避難や施設整備によらない平時の点検・確認等ため池の低水位管理、県への河川の浚渫要望等のソフト面の対策と、ハード面では、内水浸水想定区域図を基に、浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して対応を検討するなど、ハード・ソフト一体となった対策を図っていくこととしており、更に施設整備の面では、敷地内浸水の軽減、被災時の校舎の浸水防止の観点、より近くの防災拠点として、地域の災害に備える力の強化につなげること、運動場等での日常の児童の学習活動に支障をきたさないようにすることなどから、土地の嵩上げによる整備がより有効的な対応と判断している。そのため、更なる協議は考えておらず、過大規模校の様々な影響を早急に緩和するために、令和9年4月開校を目指しており、今後の事業スケジュールからも取り組みを並行して進める必要があるため工事の一時中断はできないと考えている。

田中委員：請願趣旨1に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：石川県の輪島での水害や地震について、映像で何度も何度も繰り返し映し出され、私たちの元にも届いており、大変恐ろしいというふうには認識している。先ほど事務局からお話があったように、市民の代表である市議会議員で構成される市議会で、関連する予算や契約議案を議決していただいたと、適正な手続きによって、市として教育委員会だけが決めたのではなく、適正な手続きによって市として意思決定を行っていただいている、事務局の説明した内容と同様、現在の福津市の過大規模校の様々な影響を早急に緩和するためにも、工事の一時中断というのはできないと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願趣旨1について審議を終結し確認する。

議案第48号の請願趣旨1を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願趣旨2について事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項2、請願内容について、宮司地区の小学校新設予定地

は、海岸から僅か約550mしかなく、近くには西山活断層が走っており、その上、西山活断層はマグニチュード7.5程度の地震が発生する恐れがあります。よって、数分後には約3.8m程の大きな津波が来る恐れがあり、大きな津波が海から川へ遡って来ると登下校時の子どもたちの安全確保はできかねません。また、嵩上げ・高床式・等々の如何なる工法を持ってしても危険であることは免れないため、より安全で安心な場所である中央公民館用地等を再選択し、現在進めている学校建設予定地の計画の見直しを求めます。というものである。

これについて、まず、地震については、建設予定地において局地的に影響を受けるものではなく、市内全域が影響を受けるものと考えている。

また、河川津波に関しては、西山断層との位置関係、河口の形状、河川の状況などから影響はないものと考えている。これは、西山断層と手光今川の河口の位置関係、手光今川の河川付近が遠浅な海底地形であり、且つ、津波の集中が起こり、津波が大きくなる傾向がある地形とされているV字谷・U字谷・湾部にあたらないこと、河口から小学校建設予定地までの間で河川が大きく蛇行しており、その周辺に低地があることなどからである。

一方で、地震だけでなく、ため池決壊についても、登下校時を中心に児童が被災する可能性は否定できないが、ハザードマップを利用し、いざというときに迅速な避難ができるよう防災教育の徹底が必要と考えている。

しかしながら、請願事項1でも申したとおり、建設地に関して全てにおいてベストな場所だとは思わないが、様々な要因から総合的に判断しており、場所の再選択、学校建設予定地の計画の見直しは考えていない。

田中委員：請願趣旨2に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：請願していただいた福津市民の命と暮らしを考える会の悩み、心境はわかるし、私も同じ市民として思うことがいっぱいある。活断層があるから、ため池があるから、とても危ないのではないかというご意見もあるが、先ほど村井委員が言ったように、どこでどんな災害があるのか本当にわからない今の気象状況の中、今、新しく学校を建てようとしているところだけではなく、今ある福間南小にしても福間小にしてもどの場所でも起こりうることだと思うため、どこに通っている子どもでも防災教育、地域や学校などと連携して、災害に備えるという教育を進める必要があるかと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願趣旨2について審議を終結し確認する。

議案第48号の請願趣旨2を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願趣旨3について事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項3、請願内容について、宮司地区の小学校新設予定地は、福岡県指定の「洪水浸水想定地域」であり、道辻川・手光今川の二つの川に挟まれた「高潮洪水浸水区域」のため、津波や大雨によって周辺地域の住宅が被災・浸水する恐れがあります。よって、子どもたちや周辺地域の住民の生命と財産を守るため、未曾有の災害時に備え市民の避難場所として機能が果たせるよう、多目的公園等に計画目的変更することで、多くの市民の生命・財産を守ることに繋がります。従って、学校建設予定地の目的変更を行うことで、有効活用していただくよう求めますというものである。

ご指摘のとおり、建設予定地については、手光今川洪水浸水想定区域に加え、高潮浸水想定区域に位置している。いずれも発生頻度や激甚状況などから、社会全体が災害リスク情報を共有し、減災対策に取り組むもので、事前の避難指示や決壊の際の迅速かつ安全な避難が必要であり、防災教育の徹底、敷地内浸水の軽減、被災時の校舎の浸水防止の観点、より近くの防災拠点として、地域の災害に備える力の強化につなげる必要があると考えている。

請願事項1や2でも申しているが、建設地に関して全てにおいてベストな場所だとは思わないが、様々な要因から総合的に判断しており、再度の検討は考えていないので、学校建設予定地の目的変更も考えていない。

なお、ご提案いただいている災害時に備え市民の避難場所として機能が果たせる多目的公園の設置については、教育委員会の所管外であり、判断はできないと考えている。

田中委員：請願趣旨3に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：現在の新設学校予定地を、多目的公園として変更するというような請願だと思うが、今、盛土をしつつあり、その盛土を外した田んぼという形で、そこを多目的公園にするという請願なのかなというふうに思った。多目的公園も地盤として下がってしまうので、そこを避難場所とするよりも、より丈夫で高い建物である学校の方が、私は安全な避難建造物であるのではなかろうかというふうに考える。そのため、多目的公園に変更することではなく、このまま進めていただきたいと私は考える。

吉崎課長：村井委員が言われていた通り、避難場所として活用するのであれば、地震や浸水に対しても強いということで、建物の中で避難するという方がよろしいのではないかと事務局としても考えている。

請願者：ちょっと誤解がある。田んぼに戻すとは一言も書いていない。

少し表現が悪かった。避難場所を他のところに設置して、宮司の新設校建設予定地は芝生広場とか、公園にしてほしい。田んぼは作らない。高台に避難場所を用意してほしいということである。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願趣旨3について審議を終結し確認する。

議案第48号の請願趣旨3を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

請願者：464名の署名は効力がないと言われたことについて、署名用紙の内容と一致して作ったが、どうすれば効力があるのか。今後のために知りたい。

吉崎課長：署名の部分には請願項目の何点かのみに対するものであり、全てを網羅していないため、この請願に対して出す、署名しますという意思が確認できなかったということである。

10 日程第10 議案第49号 児童数推計の見直しに付随して
新設校計画の再考等を求める請願書について
【請願事項1から5】

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第49号、児童数推計の見直しに付随して新設校計画の再考等を求める請願書についての請願について【請願事項1から5】、会議資料を用いて説明)

田中委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会が必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をしていただく必要がある場合は請願者本人に出頭を求め、本件は次回以降の継続審議とさせていただきます。

請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、ご意見はあるか。

農崎委員：本人の希望もないし、提出された内容で把握できるため、必要ない。

田中委員：それでは、請願者の出頭は求めないこととし、このまま審議を進める。

請願事項1について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項1、内容が長いため、割愛して趣旨的なところの請願内容を述べさせていただきたいと思う。

請願事項1、教育委員会として、今回の推計の誤りについて重く捉え、まずは広報ふくつとホームページで公表するよう教育部に指示してくださいというような内容である。

これまで、児童・生徒数の急増に伴い、過大規模校の早急な影響緩和が必要な中、学校建設事業は令和2年10月の総合教育会議により竹尾緑地への新設校建設案が凍結となったが、令和3年12月の総合教育会議において、実現可能な緩和策への最短のスケジュールとして令和9年4月開校を目指し、小学校と中学校各1校を新設する方向性を市長と教育委員会が合意した。その後、令和4年11月の総合教育会議において、安定的な財政運営の面から宮司地区の小学校1校での調整となったが、実現可能な過大規模校の早急な影響緩和策への最短スケジュールという面においては、令和9年4月開校を目指すとは変更されていない。そのため、令和4年度に福間小学校の増築に係るリース校舎賃借料では緩和ができない。令和6年度の教室不足から令和8年度までを乗り切る教室数が必要で、当時の児童推計を基に、1,720人が通学可能な規模の予算計上し、令和5年度中に整備したもので、単に既存校舎に児童数が入ることで緩和するものではないと考えている。

また、ご指摘の推計については、令和3年度の児童・未就学児の実数、国立社会保障・人口問題研究所が算出した将来の人口増減率、過去5年間の対象地域の人口移動、校区外通学制度活用児童実数を基に、まちづくり基本構想の人口推計と比較しながら算出しているもので、当時の福間地域の中学生を含めた児童の増加率が令和元年20.3%、令和2年10.3%、令和3年5.2%、令和4年3.5%、令和5年2.4%と、急激な変動があり、令和3年までの状況を基礎資料として作成しているため、現時点では実績値における乖離は発生しているが、転入・転出、出生等の社会要因である増減率は年々変化しており、推計時点の違いにより当然推計値も変わってくるものであるため、決して誤った推計であるとは考えていない。

推計については、計画や方針など目的に応じ、対象校区や推計期間を決めて作成される根拠資料であると捉えており、過大規模校が教育環境に与える影響を緩和させるために新設小学校の建設事業を実施している。新しい推計値でも令和9年度の福間小学校は、1,591人であり早期に緩和すべき状況に変化はなく、方針の変更もないものと考えており、今後、校区再編に係る資料としても必要に応じ公表を予定していることから、改めて広報ふくつやホームページで公表する必要はないものと考えている。

田中委員：請願事項1に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：請願の中で337人という乖離が生じたということだが、例えば、増築に関わるリース校舎を余分に作ったとか、いっぺんに生徒増に伴う状態以上に作ったなど、市民にとって何か不利益になるようなことが生じたのか。

吉崎課長：新設校の部分については、直近の推計でも810人ということ

で、新設校の規模は変わらないものというふうに考えている。

リース校舎部分に関しては、既に令和6年度から校舎に児童数が入らないという推計があり、令和4年度に予算としては債務負担行為という予算行為を発生させ、そこから令和5年度にかけて事業実施を行ったものである。その当時なかなかすぐ校舎を建てるということもできなかったため、当時の令和4年5月に新設校の基本計画を立てたときの児童推計に応じて建てないと間に合わないという状況であるため整備したものである。いずれにしても、その部分で対応させていただいたということである。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項1について審議を終結し確認する。

議案第49号の請願事項1を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願事項2について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項2、他の学校の改修や建て替えなどにも財政が必要な中、ひとつの小学校の新設に79億円を超える財政を投入することは、福津市の財政を破綻させかねません。前提が崩れた今、いったん立ち止まり、本当に学校新設が必要なのかどうかをいちから考え直すための総合教育会議の開催を、市長に要求してくださいということである。

請願事項1でも申したが、実現可能な緩和策への最短スケジュールとして令和9年4月開校を目指しており、単に既存校舎に児童数が入ることで緩和するものではなく、ご指摘の根拠が消えているとは考えていない。また、経営戦略課の推計が図示されているが、経営戦略課では、福間小学校校区内の6歳から11歳の推計であり、校区外通学制度等考慮されておらず、純粋な福間小学校の児童推計は作成されていないので、表記上の誤りがあると考えており、誤った情報伝達により誤解を招く恐れがあるものとして苦慮しているところである。また、経営戦略課の出している推計をもとにした推計も示されているが、独自で推計されたものと拝見でき、これについて言及することはなじまないと考えている。

なお、令和3年9月13日に出された教育懇話会の「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について」の追加答申では、「新設中学校1校と新設小学校が少なくとも1校の複数校が不可欠である」、更に、令和5年5月25日の再答申では、「児童生徒数は年々確実に増えており、これに伴って、教育環境は年々悪化している。大規模校・過大規模校対策は、教育環境の改善だけでなく、子供の命に関わる喫緊の課題であることを強く認識してい

ただきたい。刻々と変化する子供たちを取り巻く教育環境の状況を踏まえて、教育委員会、市長部局および、市民の代表である議会の多様な立場から客観的・俯瞰的に分析・議論して最適解の決断を行い、速やかに実行していただくよう、改めて強く要望する。」と示されており、市の財政状況を鑑み、実現できるものから過大規模校に係る緩和策を最短で進めていく必要があることから、計画どおりの分離新設校の建設は必須と考えており、総合教育会議で必要性を再度検討・協議することはないと考えている。

田中委員：請願事項2に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：本日、本会が終わり福間東中学校の学校訪問へ行くことになっている。昨年も学校訪問しつつ、福間南小学校、津屋崎小学校、福間小学校、福間中学校の先生方、保護者の方からいろいろお話を聞いた次第である。大変な状況が今あるということを本当にお聞きしている。

例えば、福間小学校の児童生徒数が令和15年には1,100名ほどまで落ちますと請願にあるが、現在、津屋崎小学校が1,071名、43学級であり、1,100名でも間違いなく過大規模校ということになる。9月議会で石津部長が答弁された福間小学校はこのままでも収容可能かという質問に、教室数としては入ると答弁されたそうだが、それで大丈夫というわけではない。教室はまるで迷路のような現状で、学年の生徒の把握がやっとで、同じ学年の教師の意思疎通も困難を極める状態である。

現在、福間小学校では増築を繰り返したプレハブ教室のために、運動場は狭くなって、運動会は3日に分けて実施している。福間南小学校、津屋崎小学校は、運動場に入るのは2学年までの児童で、残りは教室でリモート応援しなければいけない。これが本来の運動会の姿ではないと考える。福間中学校では、今年度は実習室を半分にして、特別支援の教室として活用したりしているということが現状。そして乗り切っている。どうにか乗り切っている状態。同じ市内の福間東中や津屋崎中学校のように、理科室や音楽室、美術室など特別教室を充実して活用できないのが現状である。教室の割り振りが、学年の割り振りが、できない状態にある。これが全ての子供に平等に保障されなければいけない、教育の機会均等にあたらない。

文部科学省でも31学級以上ある小中学校については、規模の適正を求めるというふうにしているが、請願に書いてあるように、単に校区再編とかスクールバスの対応で済まされる問題ではないと考える。来年から福間中学校、福間東中学校へ転校しなさいと言われてすぐに納得する生徒・保護者も多分いないと考える。だからこそ、やはり新設校、せめて小学校1校が必要であると考えている。

吉崎課長：事務局としても、教育懇話会からの答申、それから今実際に実現できる分離新設校1校については、最短で進め、早急な緩和対策をしていかなければならないと考えている。

農崎委員：私も同じく、入ればいいやということで、この事業が進んでいるとは思っていない。子供たちが安全に教育を受けるべく状況を整えるのは必要だと考えている。この請願だと本当に必要なのか、こんなにお金、税金かかっていますよ、ということ言われていているが、教育委員として本当は中学校1つ欲しいというところを、財政的なことで、小学校1校しか建てられないというところまで来たので、再度本当に必要ですかという再検討する必要はないし、このまま事業は進めていきたいと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項2について審議を終結し確認する。

議案第49号の請願事項2を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願事項3について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項3、再考した結果、学校新設が必要だということでしたら、1年遅れても福間小は収容可能なので、少なくとも周辺宅地を浸水させない工法に変えるよう、教育委員会として意思決定してくださいというものである。

請願事項1・2でも申したように、実現可能な緩和策への最短のスケジュールとして、令和9年4月開校を目指しており、単に既存校舎に児童数が入ることで緩和するものではなく、また、現在の福間小の仮設校舎は、使用期間を延ばすことにより再リース料が発生するなど新たな財政需要が見込まれる。

工法に関しては、学校が安全であり、水害時に学校施設の担う役割を十分認識した上で、その役割を果たす観点から、事前の避難指示や決壊の際の迅速かつ安全な避難が必要であり、施設整備の面では、敷地内浸水の軽減、被災時の校舎の浸水防止の観点、より近くの防災拠点として、地域の災害に備える力の強化につなげること、さらに、運動場等での日常の児童の学習活動に支障をきたさないようにすることなどから、土地の嵩上げによる整備が有効的な対応と判断しているところである。

田中委員：請願事項3に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：1年遅れても、福間小学校は収容可能かということで先ほども申したが、収容は可能だと、確かに可能かもしれないが、それは令和2年の竹尾緑地の新設校建設が凍結されてから4年間に、児童数の増加によるプレハブで、児童が学ぶ教室を増築しなければならなかったにすぎない。しかし現在まで持ちこたえている先生方の苦労や、保護者・児童の教育環境を整えること

が教育委員としての責任だと考える。これ以上先延ばしにすることはできないと考える。

農崎委員：私も村井委員と同じで、先延ばしにすることができない、予定通り進めてもらいたいと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項3について審議を終結し確認する。

議案第49号の請願事項3を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願事項4について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項4、推計は、あらゆる教育行政の基礎となるものです。これが333人も違っていったということは、不必要な公共事業や支出が行われてきたということであり、許されない事態です。これだけの乖離が生じていることを放置してきた福津市教育委員会には、教育部への監督責任が問われます。この責任の取り方について、見解を文書でお示しくださいというものである。

請願事項1で申したように、現時点では実績値における乖離は発生しているが、転入・転出、出生等の社会要因である増減率は年々変化しており、推計時点の違いにより当然推計値も変わってくるものであるため、決して誤った推計であるとは考えていない。また、ご指摘の333人の差について不必要な公共事業や支出が行われたとのことだが、仮に新設小学校の影響を受けない場合でも、令和9年度の福間小学校児童数は、1,591人であり過大規模校となり、新設小学校建設による緩和対策が必要なこと、新設小学校の規模についても児童数を令和9年度810人と推計していることから変更はないことから、不必要な公共事業や支出を招いたとは考えていない。また、放置してきているとのご指摘についても、毎年度の予算編成や中期的な政策立案には最新の内部資料による推計を使用し、予算面等で教育委員にご説明していることから、あたらないと考えている。

田中委員：請願事項4に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：不必要な支出は行われていないということから、教育部の責任はない、そのため教育委員会としての監督責任もないと考える。

農崎委員：私も村井委員と同じである。推計というのが、請願では間違った、許されないことだとあり、請願の方が推計というものをどう捉えられているかわからないが、やはり市内に住んでいて、空き地にいきなりマンションが建っているということはここ数年あることであり、なかなか難しいのではないのかと考える。そして、監督責任かと言われているが、教育委員としては、こ

とがあるごとにその都度、児童数の推移というのは聞いており、監督責任も文章で示すことも必要ないかと考える。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項4について審議を終結し確認する。

議案第49号の請願事項4を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

田中委員：請願事項5について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項5、福津市教育委員会として、このような事態が起きたことについての原因を追究した上で、原因と再発防止策を文書でお示してくださいというような内容である。

請願事項1から4で申したように、現時点では実績値における乖離は発生しているが、転入・転出、出生等の社会要因である増減率は年々変化しており、推計時点の違いにより当然推計値も変わってくるものであるため、決して誤った推計であるとは考えていない。また、新たな推計により新設校建設に関する計画や方針も変更ないとならないものと考えている。

新たな推計により、将来の推計値が変化したことについての状況も先に述べたとおりである。原因と再発防止策を文書で示す必要があるかどうかご判断いただけたらと考えている。

田中委員：請願事項5に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：請願事項4と同じような内容になるが、私自身では決して間違った推計ではないと考えるし、このような事態というのについて請願の方が推計違いのことを言われているのか、ちょっと不確かではあるが、原因と再発防止を示す必要はないと考える。

村井委員：福津市はこれだけ人口増であるので、推計の変化が生じることは、あると考える。定例会は月に1回しか開催されないが、何か変化が生じたとき、建設はとても大きな問題だが、プレハブにしても何か支出に伴う件で変化が生じたときは、教育委員がいつでも駆けつけるため、そういう意味での情報交換、情報共有を大切にしていきたいと考える。

吉崎課長：今回については、児童推計による新設校建設の必要性、それから過大規模校の緩和等に関して大きな方針変更はないと先程判断をいただいたこともあり、その方向であると考えている。しかし、児童推計や方向性の意見等、いろんな方向性を検討する際には、情報共有を、早めに事務局の方からも情報をお出ししていきながら協議を進めさせていただきたいと考えている。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項5について審議を終結し確認する。

議案第49号の請願事項5を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)
全員反対である。

1 1 日程第 1 1 諸報告

田中委員：令和 6 年 9 月議会について。

(石津部長が令和 6 年 9 月議会について、会議資料を用いて説明)

田中委員：今後のスケジュールについて。

(内兼久係長が今後のスケジュールについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：日程第 1 1、諸報告「事務局職員の異動内示について」は、発令前の人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に基づき、審議を非公開にすることを発議する。

審議を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議を公開しないことに決定する。

同じく諸報告のうち「全国学力学習状況調査及び福岡県学力調査結果について」は、国等においても学校ごとの調査結果など詳細な情報を公にしていない案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを発議する。

審議内容を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議内容を公開しないことに決定する。

また、日程第 1 2、協議「水泳授業の今後の在り方について」は、市の内部における審議、検討等の意思決定過程における案件であり、福津市情報公開条例第 1 2 条第 1 号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に基づき、審議を非公開にすることを発議する。

審議を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議を公開しないことに決定する。

引き続き日程第 1 3、協議「校区再編に係る検討について」は、市の内部における審議、検討等の意思決定過程における案件であり、福津市情報公開条例第 1 2 条第 1 号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条 7 項の規定に基づき、審議を非公開にすることを発議する。

審議を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については、審議を公開しないことに決定する。
これ以降の報告事項及び協議事項は非公開となる。
非公開の報告事項及び協議事項の後にそのまま閉会するため、誠に恐れ入るが、傍聴の方はここまでで、退出を願う。
(傍聴人退出)

【時限非公開部分ここから】
事務局職員の異動内示について

田中委員：日程第１１、諸報告「事務局職員の異動内示について」説明を求める。
(石津部長が諸報告、事務局職員の異動内示について、会議資料を用いて説明)

【時限非公開部分ここまで】

【非公開部分ここから】
全国学力学習状況調査及び福岡県学力調査結果について

[Redacted content]

【非公開部分ここまで】

１２ 日程第１２ 協議 水泳授業の今後の在り方について

【時限非公開部分ここから】
水泳授業の今後の在り方について

田中委員：日程第１２、協議「水泳授業の今後の在り方について」説明を求める。

(吉崎課長が協議、水泳授業の今後の在り方について、会議資料を用いて説明)

農崎委員：たまに福岡小から行っている子どもたちを見るが、運営などはどのようにしているのか。先生たちのご意見等は聞かれたか。

石津部長：現地のスイミングスクールの先生がプールも中に入っているため、先生方は現地へ行って、入ったり入らなかったりということである。指導もプロがするため、指導力はいいという話はされている。

農崎委員：実際、子どもたちは教室で着替えて行っているのか、それとも施設に行って着替えているのか。最初に話になったときは友達の子どもは女子で髪が長いため、いつ行くかにもよるが、自分でどのぐらいタオールドライができるか、そのとき心配していた。その辺がわかれば教えていただきたい。

石津部長：今水泳の授業は、民間プールの元々の営業時間の前の空いている時間で行っている。10時からプールが開くとすれば、それよりも前に行って、10時には終わるよう行っている。朝も、朝の会が終わったらすぐ出発する感じで行っている。子どもによると思うが、朝一なので、着て行っている小学生もいるんじゃないかと考える。

農崎委員：スイミングスクールは今どこに行っているのか。
どの学校が行くのか。

石津部長：元ブリヂストンのイトマンスイミングスクールへ行っている。
今話しているのは、小学校全部。今プールは2つあるが、授業するプール1つと、もう1つが普通の一般利用客という半々になってもいいのであれば、授業全部、全学校を受け入れることができるとお話しいただいている。

【時限非公開部分ここまで】

1.3 日程第13 協議 校区再編に係る検討について

【時限非公開部分ここから】

校区再編に係る検討について

田中委員：校区再編に係る検討について。

（吉崎課長が校区再編に係る検討についての小学校について、会議資料を用いて説明）

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：現場にいる福間南小の校長先生を初め、先生方はこの内容をまだご存知ではないが、学校自体から、基本はどのようなご要望を受けているのか。

吉崎課長：現在、教室面でいくと、図工それから家庭科の調理の部分の特別教室がない。家庭科については、福間中学校へ行って授業するという現状である。また非常に児童が多いというところで相談があり、日本語教室のクラス等をいろいろ入れ替えながら運営している。非常に厳しいと、マイナスの状況が今ある、そこを早く改善してほしい、というご意見をいただいている。

現在の試算では、令和8年度で特別支援学級・普通教室等も含めて60クラスになる予定。今年度が59クラス、令和7年

度が60クラス、それ以降がだんだん減少する予想である。減少してきた段階で整備するのか、何か手を打つのかというところは、市長部局とも協議して進めていきたいと考えている。

田中委員：基本的に、校区再編するのは大変であり、それだけ労力がかかる。やはり自分の行く学校が途中で変わるため反対も多いと考える。そのため、今の対策で、私は、校区編成をしないということは一つ基本的に賛成であるが、あとは方法として、多いところの緩和策はしっかりやって、受け入れてはいけないと考える。そして、あるのであれば、希望した学校へ通学できる自由区が最低あれば、そこは保護者の意思であるため、そういう方法もあるかなと考える。ただ、多分少ないと思うため、そういう方策、基本的な方策で、私もいいかなと考える。しかし、一つ、新設校の問題があったこともあり、中学校においても同様、やはりきちっとオープンにして検討を積み重ねていく、そしておろしていく、市長部局と話しましたなどをきちっと残していく、そういうのが大事だと考える。市民の方から尋ねられたときに、きちっと説明できるようにしてあると思うが、そういうところはきちっとやっていかなければならないと考える。

(吉崎課長が校区再編に係る検討についての中学校について、会議資料を用いて説明)

田中委員：自転車通学について、保護者から要望はあるか。

石津部長：アンケートをとっており、スクールバスや自転車という意見がある。

田中委員：この件について、時間も十分にはとれなかったが、また意見を言う機会があるか。

吉崎課長：案として今の形で地元へ入っていき、当然そこで決定したということではなく、このような案で現在進めているということでご意見を集約し、また教育委員会へあげさせていただいて、その内容をもとに通学区域審議会や総合教育会議でまた協議して、最終的に教育委員会として決定という形で進めていきたいと考えている。

石津部長：現在すでに過大規模校から校区外通学で福間東中や上西郷小へ通学でき、この光陽台地区についても同様、現在でも校区外へ通学できる。しかし、今は、行きたい方は手を挙げてくださいという形であり、今後はここに住む方はこちらかこちらかを選択してくださいという形になるため、やはり今よりも考えてもらえると私たちは考える。そこで、子どもたちや保護者の方に学校の状況等を見ながら考えてもらい、どちらかに決めないといけないため、校区外へ行ってもらえることもあるのかなと考える。

【時限非公開部分ここまで】

1 4 日程第 1 4 閉会宣言

田中委員：以上で本日予定していた議事日程はすべて終了した。

これで令和 6 年福津市教育委員会第 9 回定例会を閉会する。